

# 所得税 住民税

# の申告

2/16~3/15は 土・日曜日を除く  
申告・相談受付期間です

あなたは所得税や住民税の  
申告をする必要があるでしょか?

スタート

平成19年1月1日現在、  
大網白里町に住所がありましたか

住民税の申告は住所  
地でお願いします

問 税務課  
住民税係  
☎(70)0321

## 所得税の申告が 必要な方



者本人の住民票(写し)、  
売買契約書または請負  
契約書(写し)、登記  
簿謄本(抄本)、金融機  
関の年末残高等証明書、  
計算明細書(税務署)  
町税務課にあります)

- ①平成18年分の各種所得金額の合計が、配偶者控除、扶養控除、基礎控除、そのほかの所得控除の合計額を超える次のような方
- 商売をしている方(商業、農業、自由業など事業から生ずる収入のある方)
- 土地や建物などを売った方
- 土地・建物などの賃貸料や権利金などの収入のある方
- 給与・年金所得者は源泉徴収票あるいは収入金額を証明するもの
- 農業所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- 事業(営業・不動産)所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- 印鑑
- 給与・年金所得者は源泉徴収票あるいは収入金額を証明するもの
- 農業所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- 障害者控除を受ける場合は、障害者手帳など
- 金融機関の口座番号のわかるもの
- 源泉徴収票や金額を証明した書類等は、コピー不可

## 申告に必要なもの

※売買契約書(請負契約書)と住民票を除き、登記簿謄本(抄本)、金融機関の年末残高等証明書、計算明細書(税務署町税務課にあります)

- ⑤退職所得のある方で、その所得を含めて申告することによって、源泉徴収された所得税から定率減税を受けることができる場合
- 勤務先から給与支払報告書が役場に提出されてますか(会社に確認してください)
- 給与所得者のうち、年末調整により納税が完了して、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。ただし、年末調整ですでに控除されている場合は、確定申告をすると税金の還付が受けられません。
- マイホームを10年以上のローンで取得した場合は(住宅借入金等特別控除)
- 多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- 火災や盗難にあった場合(雑損控除)
- 平成18年の途中で退職した後、就職をしなかつた方で年末調整を受けた方

## 還付申告をする方

- 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- 給与以外の所得が20万円を超える方
- 給与を2カ所以上から受けている方

## 農業所得は 収支計算で

※売買契約書(請負契約書)と住民票を除き、登記簿謄本(抄本)、金融機関の年末残高等証明書、計算明細書(税務署町税務課にあります)

- 給与所得者のうち、年末調整により納税が完了して、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。ただし、年末調整ですでに控除されている場合は、確定申告をすると税金の還付が受けられません。
- マイホームを10年以上のローンで取得した場合は(住宅借入金等特別控除)
- 多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- 火災や盗難にあった場合(雑損控除)
- 平成18年の途中で退職した後、就職をしなかつた方で年末調整を受けた方

## 白色申告の方も

- 白色申告をする方の中でも、事業所得、不動産所得のある方は、平成18年の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。
- 申告する際は、事前に「収支内訳書」を作成の上、申告会場へお越しください。

- 白色申告をする方の中でも、事業所得、不動産所得のある方は、平成18年の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。
- 申告する際は、事前に「収支内訳書」を作成の上、申告会場へお越しください。

- 白色申告をする方の中でも、事業所得、不動産所得のある方は、平成18年の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。
- 申告する際は、事前に「収支内訳書」を作成の上、申告会場へお越しください。

## 収支内訳書の添付を

※売買契約書(請負契約書)と住民票を除き、登記簿謄本(抄本)、金融機関の年末残高等証明書、計算明細書(税務署町税務課にあります)

- 給与所得者のうち、年末調整により納税が完了して、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。ただし、年末調整ですでに控除されている場合は、確定申告をすると税金の還付が受けられません。
- マイホームを10年以上のローンで取得した場合は(住宅借入金等特別控除)
- 多額の医療費を支払った場合(医療費控除)
- 火災や盗難にあった場合(雑損控除)
- 平成18年の途中で退職した後、就職をしなかつた方で年末調整を受けた方